

令和5年度 夏休みのくらしかた

仙台市立西多賀中学校
同 PTA健全育成部

～ 思いやりの心もち、地域から愛され、地域を愛する中学生になろう ～

1 充実した生活を送るために

- (1) 規則正しい生活を心掛けましょう。心も身体も健康に過ごしましょう。
- (2) 計画的に学習に取り組み、これまでの復習に力を入れましょう。
- (3) 家族との団らんを大切に、家の手伝いを積極的に行ないましょう。
- (4) 皆さんも地域の一員です。これまでどおりに気持ちの良い挨拶をし、地域の方と良好な関係を築きましょう。地域の方のご迷惑になることは避けましょう。

2 校外生活について

- (1) 外出するときは、保護者に「目的」「行き先」「相手」「用件」「帰宅時間」「移動手段」を伝えましょう。また、外出時には、時間帯・場所・目的(TPO)をよく考えて服装を選びましょう。声掛け被害防止のためです。
- (2) 無駄遣いや、お金の貸し借り、おごりおごられなどはしてはいけません。トラブル防止です。
- (3) 金銭にかかわるトラブルから自分を守るために、余計なお金は持ち歩かないようにしましょう。恐喝等の被害にあった場合は、すぐに110番通報をし、学校にも連絡をお願いします。
- (4) 不審者に注意しましょう。見知らぬ人からの誘いは絶対に断ってください。自分から誘われやすくなるような行動もとってはいけません。また、バイク・自動車等で声を掛けられても絶対に乗ってはいけません。人通りの少ない場所やマンションの階段・エレベーター等では、痴漢や声掛けの被害に遭う可能性があるので十分気を付けましょう。
- (5) 何か被害に遭った場合は、大声で助けを求め、安全を確保し、すぐに110番通報をしましょう。
- (6) 夕方6時までには、外出先から帰宅しましょう。夕方6時以降に外出するときは、必ず保護者と一緒に外出してください。

3 交通事故・水難事故防止！

- (1) 水遊びも含めて、海岸での遊泳は禁止です。また、河川や湖沼での遊泳も一切禁止です。
- (2) 河川・湖沼・ため池などの危険箇所に立ち入ってはいけません。
- (3) 交通事故に気を付けましょう。道路の横断には十分注意し、路上への飛び出しは、してはいけません。万が一事故に遭った場合には、軽いと思っても必ず110番通報をしましょう。
- (4) 交通ルールを守って自転車に乗りましょう。無灯火・二人乗り・並列走行・ながら運転(傘さし・スマホ等・イヤホン等)は法律違反です。また、条例により、ヘルメットの着用努力義務、任意保険加入の義務となっています。事故に巻き込まれないように、自分が加害者にならないように、安全な乗り方をしてください。来校の際に、自転車を使用することは禁止しています。

4 絶対にダメ！

- (1) トラブルの未然防止として、カラオケボックスやインターネットカフェ、ゲームセンター（お店のゲームコーナーも）等への子供同士での出入りは禁止です。保護者同伴であっても自粛をお願いします。
- (2) 外泊・深夜外出は、一切禁止です。友人同士のパーティーなども禁止です。（宮城県青少年育成条例 第36条解説「保護者は、特別の事情がなければ、深夜青少年を外出させないように努めなければなりません。」）
- (3) タバコ・アルコール・シンナー・危険ドラッグ・薬物等に絶対に手を出してはいけません。
- (4) 万引きは犯罪、「窃盗」です。絶対にしてはいけません。万引きの現場にいても共犯になります。万引きした品物をもろうことも、買うこともいけません。
- (5) 夏季休業中であっても、髪の毛を脱色・染色したり、眉毛を細くしたりしてはいけません。
- (6) 怪我や火事につながるため、花火は手を加えず、使用するときには、市販品を原形のまま正しく使いましょう。公園や人混み、家の建て込んでいるところでの使用は禁止です。
- (7) ネットやSNS等のトラブルが多く、深刻な状況です。以下を守りましょう。
 - ①誹謗中傷をなくす！
 - 掲示板、LINE、Twitter、Instagram など SNS を利用し、他人を傷付ける内容の書き込みをしてはいけません。見た人を不快にさせる内容の書き込みをしてはいけません。
 - ②個人情報の流出をなくす！
 - 自分のものでも、他人のものでも、個人が特定できるもの（静止画・動画等）を送受信してはいけません。
 - ③その他
 - 有害サイトにアクセスをしてはいけません。
 - ネット上で知り合った人と会ってはいけません。なりすましの被害防止のためです。

5 部活動について

- (1) 部活動の始まりと終わりは、部長が日直の先生に連絡しましょう。
- (2) 夏休み中も、私服登校・自転車登校は「禁止」です。
- (3) 部活動を欠席する際には、顧問の先生に連絡しましょう。
- (4) 部活動への行き帰りに「寄り道」や「買い食い」をしてはいけません。
- (5) スマートフォン等を校内に持ち込むには、許可が必要です。送り迎えなどで保護者と連絡をとるために持ち込む場合は、部活動が開始する前に、顧問の先生に確実に預けましょう。

<連絡先確認>

- ◆事件・事故：110番 【西多賀交番】245-3510
- ◆怪我・火事：119番
- ◆西多賀中学校：【住所】仙台市太白区西多賀3丁目10番地1号【電話】245-5360